

第 4 章

今後の進め方



## 4 - 1 . 沿道まちづくりの基本的な進め方

## (1) 沿道まちづくりの進め方

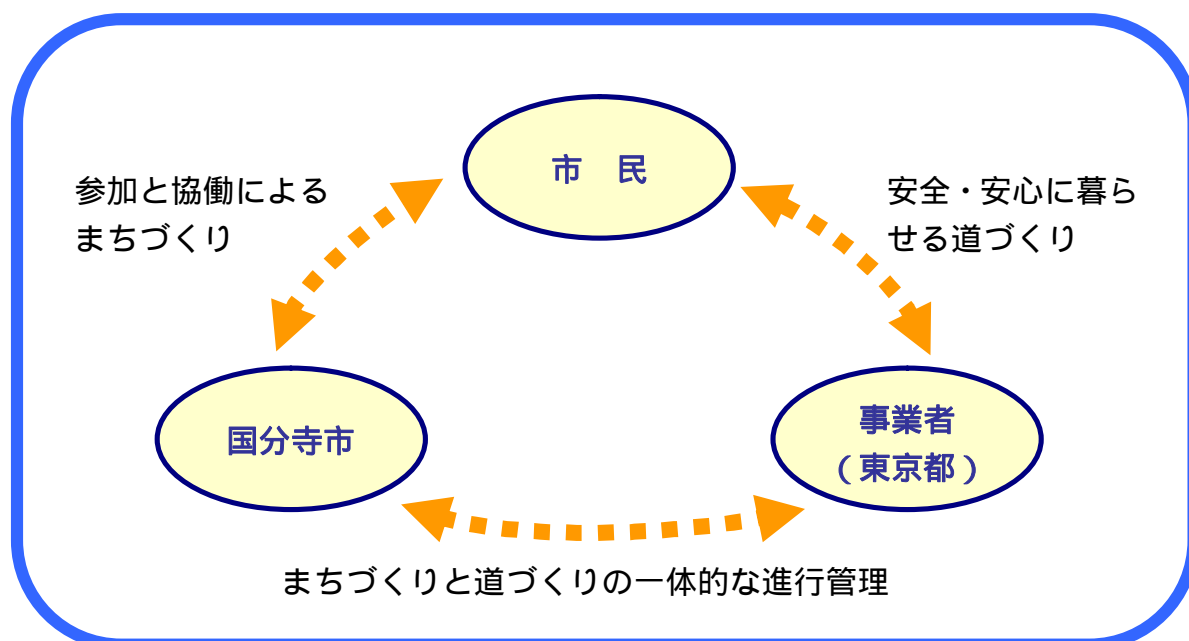
『国 3・2・8 号線沿道まちづくり計画』では、国 3・2・8 号線の道路整備を契機とした沿道のまちの将来像と、その実現に向けた方針について示しました。

この方針に基づいた沿道まちづくりに取り組むことで、「より良好な沿道空間」が創出され、将来像である「人が躍る 地域が輝く 緑豊かなまち」につながっていきます。そのためには市民の参加と協働を推進し、市民と事業者（東京都）、国分寺市の三者が協力・連携していくことが重要です。

今後、本計画に掲げられている「まちの将来像」の実現を目指して、市民の協力のもと、東京都と緊密に連携を図り、沿道まちづくりに取り組んでいきます。

沿道の土地利用の整序や公共施設の再整備、景観の形成を実現化するためには、都市計画法に位置づけられている地区計画などの手法を用いることが考えられます。この場合、国分寺市まちづくり条例の基本理念に基づき、市民参加による検討組織の設置、懇談会の開催等を行います。また平成 21 年 4 月から施行された国分寺市自治基本条例により、市民の参加と協働によるまちづくりを推進します。

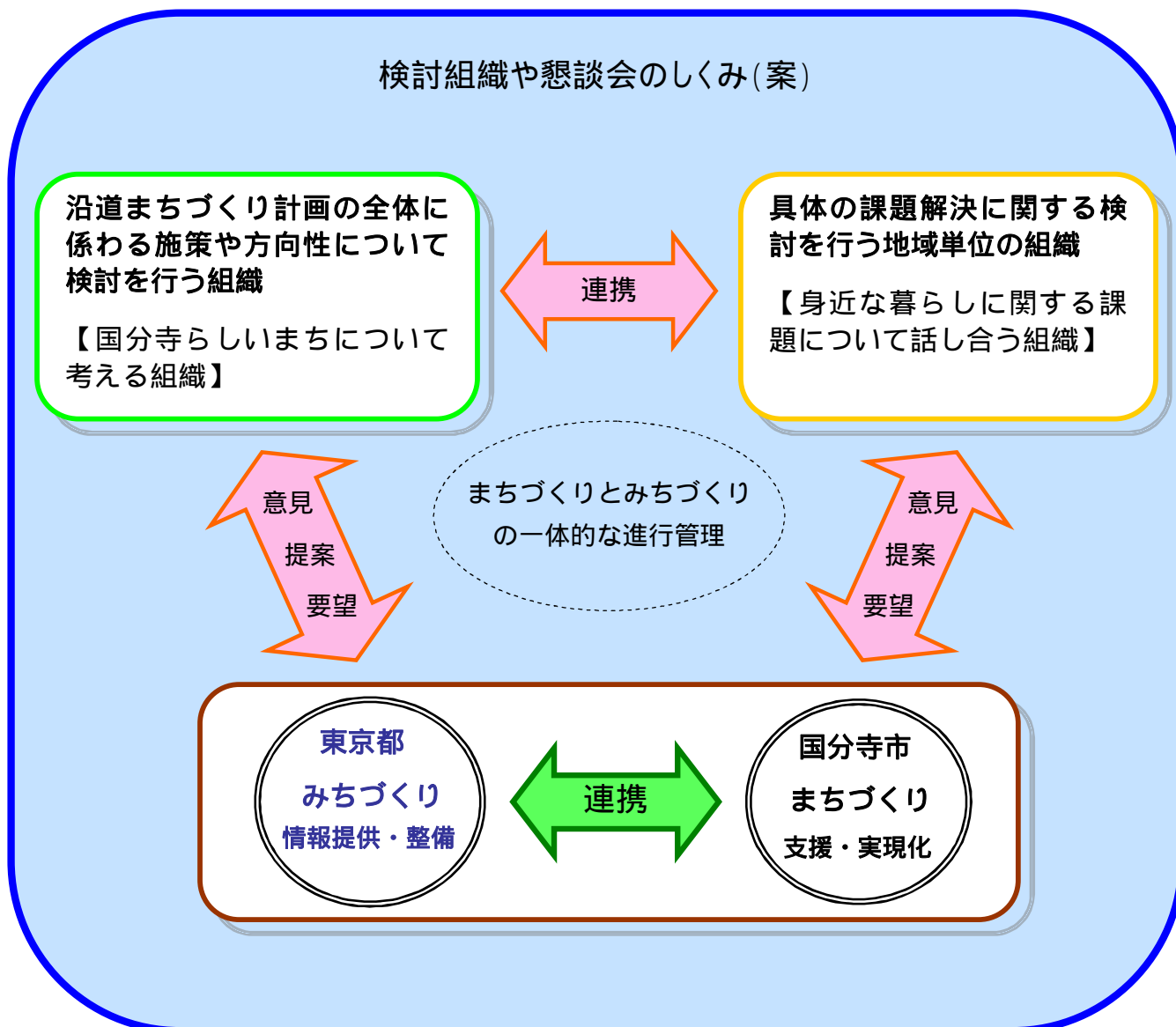
本計画の中で抽出された様々な沿道地域の課題解決については、このような検討組織や懇談会の中で、まちづくりの熟度や道路整備の進捗に応じて取り組んでいきます。



検討組織や懇談会については、沿道まちづくり全体の視点で検討する組織、具体の課題の解決策を検討する地域単位の組織など、状況や必要性に応じて機能的なものを設置します。

具体的なまちづくりを進めるには、検討組織や懇談会の中で市民意見を反映することが重要であり、市民の参加と協働のしくみづくりに取り組みます。

### 検討組織や懇談会のしくみ(案)



(2) 沿道まちづくりスケジュール(案)

沿道まちづくりは『土地利用』、『緑・景観』、『環境施設帯』、『身近な生活環境形成』など4つのテーマ(方針)に基づき、道路整備の進捗を考慮しながら段階的に短期・中期・長期ごとに必要な事項について市民の参加と協働を推進しながら、社会経済情勢の変化に適応を図り進めます。

